府令・省令

○内閣府・文部科学省令第一号

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三十四号）の施行に伴い、及び地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）附則第三条の規定に基づき、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年九月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　永岡　桂子

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府・文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語）	（用語）
第一条　この命令において使用する用語は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び同法に基づく文部科学省令において使用する用語の例による。	**第一条**　この命令において使用する用語は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）、地域における大学の振興及び若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び同法に基づく文部科学省令において使用する用語の例による。
附　則	**附　則**
（専門職学科）	（専門職学科）
第三条　令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学（専門職大学を除く。）の学部又は学部の学科にあっては大学設置基準第四十二条第二項の規定により組織する専門職学部又は同条第一項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科にあっては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の規定により教育課程を編成する専門職学科とする。	**第三条**　令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学（専門職大学を除く。）の学部又は学部の学科にあっては大学設置基準第四十二条の四第二項の規定により組織する専門職学部又は同条第一項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科にあっては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の四の規定により教育課程を編成する専門職学科とする。

附　則

この命令は、令和四年十月一日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第十号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和四年法律第十二号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年九月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　寺田　稔

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六条の二　法別表第一の六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の七第一項の求職の申込みの受理に関する事務 二　職業安定法第五条の七第二項の試問及び技能の検査に関する事務 ［三～五　略］	**第六条の二**　法別表第一の六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の六第一項の求職の申込みの受理に関する事務 二　職業安定法第五条の六第二項の試問及び技能の検査に関する事務 ［三～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和四年十月一日から施行する。